

中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）説明資料

宮城県産業復興相談センター
(公益財団法人みやぎ産業振興機構)

宮城産業復興機構による債権買取案件の概要

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 11 日（金）、宮城県内の被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同 12 月 27 日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地元金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立しました。

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城産業復興機構において債権買取を決定した案件は**現在 52 件、対象債権額は約 82 億円となっております。**宮城産業復興機構では、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災事業者が震災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

1・事業者の所在地区及び特徴

宮城県沿岸部に集中しており、気仙沼市・南三陸町地区で 18 件、石巻市・女川町・東松島市地区で 21 件、仙台市その他で 13 件。案件の特徴としては、東日本大震災による津波によって、建物や設備等の流失・損壊による被災が大半を占めており、事業復旧資金の借入に際して、震災前の債務を買取・劣後化することによって、新規借入を可能としている。

2・事業者の業種

沿岸部の水産加工製造業・水産物卸売業・小売業・水産関連業が 19 件、運輸業が 8 件、その他製造業・小売業等が 25 件と、主に沿岸部に事業拠点を置く水産関連業者の買取が約 4 割を占めている。

3・事業者の規模

従業員20名以下の小規模事業者が37先と、約7割を占める。
雇用関係については、買取対象事業者の雇用予定人員が合計で約980名となっている。

4・買取対象債権額

金融機関を中心とした買取対象となる総債権額は、**約82億円**となっている。

5・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の状況（国が1／2、県が1／4の補助金交付）

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ化補助金）の活用先は41件であり、大半が設備復旧に補助金を活用するとともに、債権買取を含む金融支援を得ている。

6・買取対象債権者

地元や県外の第一地方銀行及び第二地方銀行、地元信用金庫、地元信用組合、政府系金融機関のほか、リース会社の債権（リース資産が毀損にしたことに伴う残存債権）の買取実績が増加しており、宮城県内の金融機関に加えて、被災地に拠点を置く金融機関等から幅広く債権買取を行っている。

7・産業復興相談センター事業とは

東日本大震災における政府の対応策の一環であり、被災事業者の二重債務問題解決のための施策として、平成23年10月の岩手県産業復興相談センターの開所を皮切りに、被災県に順次展開（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に設置）。

所管官庁は経済産業省中小企業庁であり、平成11年に施行された産業活力再生法に基づく中小企業再生支援協議会事業要領を拡大させ、被災県にて、窓口相談業務、債権買取支援業務、再生計画策定支援業務等を通じて被災事業者の復旧に対応。

なお、中小企業再生支援協議会事業は、経済産業省中小企業庁からの委託事業となっており、宮城県においては、公益財団法人みやぎ産業振興機構が受託法人となっている。

従来の中小企業再生支援協議事業では、事業者の取引金融機関に対する調整機能を主としていることに対し、産業復興相談センター事業は、被災事業者の金融債務の買取機能を有していることが特色。

但し、産業復興相談センターが直接の債権買取できないため、各県（岩手、宮城、福島、茨城、千葉）にそのファンドである産業復興機構を設立して債権買取を実施している。なお、宮城産業復興機構投資事業有限責任組合の出資者は、（独）中小企業基盤整備機構が80%、宮城県が5%、宮城県内金融機関が15%であり、設立時の出資約束金額は合計で100億円。

8・二重ローン問題とは

被災前の借入が負担となって、復旧に必要な新規の与信を受けることができない状態に陥っている事業者の状況を総じて、二重ローン問題という。

9・債権買取の意味と目的

債権買取とは、債権譲渡手続によって債権者の地位が復興機構へ移転することであり、買取後は一定期間元利金の支払を求めないことによって、被災事業者の新規資金調達を円滑にして被災事業者の復旧を目指すことが目的。

（事業者が東日本大震災によって被災を受けて所有資産が大規模に毀損し、取引金融機関から事業復旧のための新規融資が受けられない状況を解決するために債権の買取を行うもの）

すなわち、震災前の金融機関等の債権を買取り、買い取った債権を劣後化（DDS契約）することによって資本性借入金に転換して資本を厚くし、その後、事業計画に基づいて、金融機関からの新規借入を円滑化する。

債権買取後は、基本的には元利金の支払を10年間程度猶予し、メイン金融機関等からの融資（ニューマネー）によって事業を復旧させ、その後はメイン金融機関によって正常取引を継続する。

10・債権買取の基本的要件

買取支援の基本的要件として、①東日本大震災による被災が認められること、②収益力に比べて過大な負債を負っていること、③事業の復旧、再生の可能性があり、債権買取支援に金融機関の協力が得られること、④復旧に係る新規の融資があるかまたは見込まれること、以上が挙げられる。

11・利子補給について

債権買取支援の場合、事業者が、債権買取決定日までの間に金融機関宛に支払った利息相当分を（独）中小企業基盤整備機構から補填するという施策。

12・窓口相談業務について

産業復興相談センターでは、被災事業者からの多種多様な経営相談を受け、債権買取支援だけでなく幅広い事業者支援を行っている。主な支援内容として、公的補助金や制度融資など被災事業者が活用できる支援制度の紹介、金融機関への新規融資や返済緩和の申込に当たり必要となる事業計画の策定支援、金融機関との交渉のアドバイスなどが挙げられる。